

(様式5)

移送に際してのお知らせ

〇〇〇〇殿

令和 年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するために〇〇〇に移送します。
- 2 あなたの移送は、〇〇〇（例：車）で行います。
- 3 この移送に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇県知事〇〇〇〇